

夏期臨時販売行為募集

藤沢市秋葉台公園プール及び藤沢市八部公園プールの、屋外プールのオープンに合わせ臨時販売行為の募集をします。

募集数

秋葉台公園プール ケータリングカー 1台

屋外売店 1店舗

八部公園プール ケータリングカー 若干数

仕様書を確認のうえ、各施設にお問い合わせください。

秋葉台公園プール 0466-88-1811 (担当 保坂)

八部公園プール 0466-36-1607 (担当 相原)

夏期ケータリングカー設置及び販売手数料仕様書

1. 設置場所 藤沢市遠藤 2000 番地の 1 秋葉台公園屋外プール・園路
2. 期 間 2016 年（平成 28 年）7 月 1 日（金）から
2016 年（平成 28 年）9 月 11 日（日）まで
※設置及び販売日は事前に予定表を提出し、調整の上決定するものとする。
3. ケータリングカー
パン類 3 種類以上
販売価格 100 円～500 円
寸法形状 1 台
車体の全幅 2.5 m 以内
車体の全長 5.5 m 以内
車体の全高 2.5 m 以内
※食品衛生責任者の資格取得者を設置すること
※保健所が発行する営業許可証を取得していること
※今回新規に事業として行う場合は開業届出を提出すること（所得税法第 229 条に準ずる）
4. 光熱費負担
当施設の電気を使用した場合、当財団と調整の上、使用料をお支払いいただきます。
5. 手数料
① お見積りの販売手数料についてはパーセントでお願いします。（下限 10%）
② 当財団の指定する方法により、臨時販売行為終了後 2 週間以内にお支払いいただきます。
③ 手数料お支払日までに当該販売手数料明細書（売上個数・売上金・販売手数料記載のもの）を提出していただきます。
6. 管理保全、その他
① 消防法を遵守すること。
② 発電機・燃料等の危険物の取り扱いには十分に注意しお客様の安全に務めること。
③ ケータリングカー設置については、電気配線及び固定等万全を期し、美観等を考慮すること。

- ④ 空き容器等、ゴミについては処理し、公園内には捨てないこと。
- ⑤ 公園内で承諾した以外の営業行為・販売行為は行わないこと。
- ⑥ 安全管理に努め、必要に応じて整理員等を配置すること。
- ⑦ 販売物品に関するトラブル等には、販売者が全責任を持ち、誠意を持って対応すること。
- ⑧ 施設・備品等を破損した場合は、施設管理者に連絡をし、直ちに申請者の責任において現状に回復すること。
- ⑨ 他の施設運営に支障をきたさないこと。
- ⑩ 品目・価格を見やすいところに表示すること。
- ⑪ 使用施設に関する条例・規則（藤沢市都市公園条例・同施行規則・同有料公園施設等使用）を遵守すること。
- ⑫ 藤沢市地球温暖化対策実行計画の各取り組み項目を実施すること。
- ⑬ 盗難、破損等に関して、施設事務所では一切の責任を負いません。
- ⑭ その他、販売に関する詳細については施設管理責任者の指示に従うこと。

以上のことに留意し、万一これらが遵守されない場合は、期間中であっても販売を中止することがあります。

屋外プール夏期売店及び販売手数料等仕様書

1. 設置場所 藤沢市遠藤2000番地の1 秋葉台公園屋外プール

2. 期 間 2016年(平成28年)7月1日(金)から
2016年(平成28年)9月11日(日)まで

※設置及び販売日は事前に予定表を提出し、調整の上決定するものとする。

3. 販売品目等

軽食(焼きそば・カレー・おにぎり・たこ焼き等)、但しパン類を除く。

スナック(フライドポテト・フランクフルト・フライドチキン等)

その他(お菓子・かき氷・フロート・ソフトドリンク等)

10種類以上

販売価格 100円～1000円

売店寸法形状 全幅 3.9m

奥行 2.9m

高さ 2.1m

※食品衛生責任者の資格取得者を設置すること。

※保健所が発行する営業許可証を取得していること。

※今回新規に事業として行う場合は開業届出を提出すること(所得税法第229条に準ずる)。

※労働衛生管理・食品衛生等で労基署・保健所等が必要と判断の仮設物(冷房等)の設置については申請者負担となります。

4. 光熱費負担

当施設の電気を使用した場合、当財団と調整の上、使用料をお支払いいただきます。

5. 見積方法等

① 販売品目・価格のご記入をお願いします。

② 手数料の納付の他に設置協賛として、以下のようなご提案もあれば併せてご記入お願いいたします。

【例】 ①財団が主催する事業への協賛

②財団季刊誌「Fujisawa MIRAI.net」への広告協賛

③財団賛助会員への加入

④その他

6. 手数料

- ① 販売手数料については総売上の10パーセントでお願いします。
- ② 当財団の指定する方法により、臨時販売行為終了後2週間以内にお支払いいただきます。
- ③ 手数料お支払日までに当該販売手数料明細書（売上個数・売上金・販売手数料記載のもの）を提出していただきます。

7. 管理保全、その他

- ① 消防法を遵守すること。
- ② 発電機・燃料等の危険物の取り扱いには十分に注意しお客様の安全に務めること。
- ③ 電気配線及び固定等万全を期し、美観等を考慮すること。
- ④ 空き容器等、ゴミについては処理し、公園内には捨てないこと。
- ⑤ 公園内で承諾した以外の営業行為・販売行為は行わないこと。
- ⑥ 安全管理に努め、必要に応じて整理員等を配置すること。
- ⑦ 販売物品に関するトラブル等には、販売者が全責任を持ち、誠意を持って対応すること。
- ⑧ 施設・備品等を破損した場合は、施設管理者に連絡をし、直ちに申請者の責任において現状に回復すること。
- ⑨ 他の施設運営に支障をきたさないこと。
- ⑩ 品目・価格を見やすいところに表示すること。
- ⑪ 使用施設に関する条例・規則（藤沢市都市公園条例・同施行規則・同有料公園施設等使用）を遵守すること。
- ⑫ 藤沢市地球温暖化対策実行計画の各取り組み項目を実施すること。
- ⑬ 盗難、破損等に関して、施設事務所では一切の責任を負いません。
- ⑭ その他、販売に関する詳細については施設管理責任者の指示に従うこと。

以上のことに留意し、万一これらが遵守されない場合は、期間中であっても販売を中止することがあります。

以上

夏期ケータリングカー設置及び販売手数料仕様書

1. 設置場所 藤沢市鵜沼海岸 6-12-1 藤沢市八部公園プール棟前
2. 期 間 2016年(平成28年)7月1日(金)から
2016年(平成28年)9月11日(日)まで
※設置及び販売日は事前に予定表を提出し、調整の上決定するものとする
3. ケータリングカー
食品販売 (生鮮食品・アルコール類の販売不可)
販売価格 500円以内(税込)
寸法形状 1台
車体の全幅 2.5m以内
車体の全長 5.5m以内
車体の全高 2.5m以内
※食品衛生責任者の資格取得者を設置すること
※藤沢市保健所が発行する営業許可証を取得していること
※今回新規に事業として行う場合は開業届出を提出すること(所得税法第229条に準ずる)
4. 手数料
 - ① お見積りの販売手数料についてはパーセントでお願いします。(下限10%)
 - ② 当財団の指定する方法により、臨時販売行為終了後2週間以内にお支払いいただきます。
 - ③ 手数料お支払日までに当該販売手数料明細書(売上個数・売上金・販売手数料記載のもの)を提出していただきます。
5. 管理保全、その他
 - ① 消防法を遵守すること。
 - ② 発電機・燃料等の危険物の取り扱いには十分に注意し、お客様の安全に務めること。
 - ③ 安全管理に務め、必要に応じて整理員等を配置すること。
 - ④ 販売物品に関するトラブル等には、販売者が全責任を持ち、誠意を持って対応すること。
 - ⑤ 店舗前にゴミ箱を設置・処理し、公園内には捨てないこと。

- ⑥ ケータリング設置については、電気配線及び固定等万全を期し、美観等を考慮すること。
- ⑦ 必要備品・電源等は、各自で用意すること。
- ⑧ 公園内で承諾した以外の営業行為・販売行為は行わないこと。
- ⑨ 施設等を破損した場合は、施設管理者に連絡をし、直ちに申請者の責任において現状に回復すること。
- ⑩ 他の施設運営に支障をきたさないこと。
- ⑪ 品目・価格を見やすいところに表示すること。
- ⑫ 使用施設に関する条例・規則（藤沢市都市公園条例・同施行規則・同有料公園施設等使用）を遵守すること。
- ⑬ 藤沢市地球温暖化対策実行計画の各取り組み項目を実施すること。
- ⑭ 盗難、破損等に関して、施設事務所では一切の責任を負いません。
- ⑮ その他、販売に関する詳細については施設管理責任者の指示に従うこと。

以上のことに留意し、万一これらが遵守されない場合は、期間中であっても販売を中止することがあります。

以上